

第1章 計画策定の趣旨等

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の背景

近年、我が国では、少子化や核家族化の進行とともに、地域のつながりが希薄化し、家庭や地域において、子ども同士はもとより、大人と子どもがふれあう機会が減少しているうえ、日々の子育てに対する支援や協力を得ることが困難な状況となっているなど、子どもの育ちや子育てをめぐる家庭や地域の状況は変化しています。

また、経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しいなか、共働き家庭は増加し、非正規雇用割合も高まっており、就労の継続を希望しながらも、都市部を中心とする待機児童の問題にも関連し、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が少なからず存在しているなど、出産に伴う女性の就労継続も依然として厳しい状況にあります。

さらに、父親の子育てへの参画に関する意識や意欲は高まってきているものの、子育て期の父親の家事・育児時間は、諸外国に比べ、依然として少ない時間にとどまっています。

一方、夫の家事・育児時間が長い夫婦ほど、第二子以降の出生割合が高い傾向が見られており、育児において父親が積極的に役割を果たすことが望まれます。

このような、社会や経済の環境の変化によりもたらされた子育て家庭を取り巻く環境の変化によって、就労の有無や状況にかかわらず、子育ての負担や不安、孤立感が高まり、時には、子どもの生命をも脅かす児童虐待の発生も後を絶ちません。

こうした状況のなか、子どもが安心してはぐくまれるとともに、子ども同士が集団の中で育ち合うことができるよう、また、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、男女共に保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう、すべての子どもの育ちと子育てを、行政や地域社会をはじめ、社会全体で支援していくことが必要となります。

2 計画策定の趣旨

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在であります。

子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の我が国の担い手の育成と社会基盤の形成を図るうえで必要不可欠であり、社会全体で取り組むべき、最重要課題でもあります。

このようなことから、国は、家庭を築き、子どもを生き育てるという人々の希望が叶えられるとともに、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現をめざし「子ども・子育て支援法」を定め、地方公共団体に対し、「子ども・子育て支援事業計画」の策定を義務付けています。

この法に基づく、子ども・子育て支援に係る制度の実施主体は市町村であり、本市においても、すべての子どもに良質な生育環境を保障するとともに、妊娠・出産からの切れ目のない支援を行うため本計画を策定し、地域における家庭や子どもの状況に応じ、幼児期における質の高い教育・保育や各種子ども・子育て支援事業の実施に努めます。

また、平成26年4月の「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」の成立に伴い、次世代育成支援対策推進法の有効期限が平成37年3月まで10年間延長されたことから、本計画については、平成22年度から平成26年度までの5か年を計画期間とする「函館市次世代育成支援後期行動計画」の後継として位置付けし、地域における子育て支援や母子の健康確保と増進、子どもの健やかな成長のための教育環境の整備などの次世代育成支援対策についても、引き続き、拡充に努めます。

3 計画の位置付け

この計画は、子ども・子育て支援法に基づき、地域の実情に応じて、幼児期における質の高い教育・保育および地域子ども・子育て支援事業が適切に提供されるよう、現在の利用状況や潜在的な利用希望を含めた量の見込みを踏まえた提供体制の確保の内容やその実施時期等を定めるとともに、次世代育成支援対策推進法に基づき、すべての子どもとその家庭、地域、学校、企業、行政等すべての個人や団体を対象として、本市が今後進めていく次世代育成支援施策の方向性や目標量等についても総合的に定めるものです。

また、その推進にあたっては、本市のまちづくりを総合的・計画的に推進する「新函館市総合計画」に即し、他の諸計画との整合・連携を図っていきます。

4 計画の期間

子ども・子育て支援法に基づく事業計画は、平成27年度からの5年を1期として策定することとされています。

また、次世代育成支援対策推進法に基づく新たな前期計画についても、同様の計画期間により策定することとされていることから、この計画は平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とします。

5 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の実施や関係部局間の協議等により、各種事業の現状と課題を把握するとともに、日頃から子ども・子育て支援に深く関わる立場にある、学識経験者、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）および一般公募による市民からなる「函館市子ども・子育て会議」を設置し、計画への意見反映に努めました。



